



山形県公報

令和3年9月7日(火)
第236号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……899
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……900
- 知事指定薬物の指定の失効……………(新型コロナウイルスワクチン接種総合企画課) ……同
- 生活保護法による指定医療機関の変更の届出……………(地域福祉推進課) ……同
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(同) ……901
- 生活保護法による指定介護機関の指定……………(同) ……同
- 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………(同) ……同
- 生活保護法による指定施術機関の指定……………(同) ……902
- 森林法に基づく通知に代わる告示……………(森林ノミクス推進課) ……同
- 市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧……………(都市計画課) ……903

### 教育委員会関係

#### 告 示

- 山形県教育委員会9月定例会の招集……………同

### 公 告

- 令和3年度砂利採取業務主任者試験の実施……………(商工産業政策課) ……同
- 監査結果の公表……………(監査委員) ……904
- 監査の結果に基づき講じた措置の公表……………(同) ……908

## 告 示

### 山形県告示第713号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

令和3年9月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                                     | サービスの種類  | 指定年月日   |
|--------------------|-------------------------------------------------|----------|---------|
| 合同会社メディカルサポート      | 合同会社メディカルサポート 山形MEセンター<br>東田川郡三川町大字青山字外川原234番地1 | 福祉用具貸与   | 令和3.9.1 |
| 合同会社メディカルサポート      | 合同会社メディカルサポート 山形MEセンター<br>東田川郡三川町大字青山字外川原234番地1 | 特定福祉用具販売 | 同       |

**山形県告示第714号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

令和3年9月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                                     | サービスの種類      | 指定年月日      |
|----------------------|-------------------------------------------------|--------------|------------|
| 合同会社メディカルサポート        | 合同会社メディカルサポート 山形MEセンター<br>東田川郡三川町大字青山字外川原234番地1 | 介護予防福祉用具貸与   | 令和 3. 9. 1 |
| 合同会社メディカルサポート        | 合同会社メディカルサポート 山形MEセンター<br>東田川郡三川町大字青山字外川原234番地1 | 特定介護予防福祉用具販売 | 同          |

**山形県告示第715号**

山形県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成27年12月県条例第63号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定により、次のとおり知事指定薬物の指定が失効した。

令和3年9月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 失効した知事指定薬物の名称

- (1) エチル＝2－〔1－（5－フルオロペンチル）－1H－インドール－3－カルボキサミド〕－3－メチルブタノアート及びその塩類（通称名5F－EMB－PICA、EMB－2201）
- (2) 2－（メチルアミノ）－1－（チオフェン－2－イル）プロパン－1－オン及びその塩類（通称名2－Thiothione、βk-MPA）
- (3) 2－シクロヘキシル－1－フェニル－2－（ピロリジン－1－イル）エタン－1－オン及びその塩類（通称名α-PCYP）

2 失効の理由

条例第2条第6号に掲げる薬物に指定されたため

3 失効年月日

令和3年9月4日

**山形県告示第716号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年9月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

訪問看護ステーション レント  
天童市東久野本一丁目1番12号

## 2 変更の内容

| 指定医療機関の所在地     |                 | 変更年月日      |
|----------------|-----------------|------------|
| 変 更 前          | 変 更 後           |            |
| 天童市老野森一丁目5番16号 | 天童市東久野本一丁目1番12号 | 令和 3. 6. 7 |

## 山形県告示第717号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和3年9月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定医療機関の名称      | 指定医療機関の所在地       | 廃止年月日       |
|----------------|------------------|-------------|
| 医療法人金池クリニック    | 米沢市金池三丁目2番31号    | 令和 3. 3. 31 |
| 訪問看護ステーションふらっと | 鶴岡市荒井京田字荒田248番1号 | 同 7. 7      |

## 山形県告示第718号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

令和3年9月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称  | 施設又は実施する事業の種類 | 指定介護機関の所在地    | 指定年月日      |
|------------|---------------|---------------|------------|
| グループホームみずほ | 認知症対応型共同生活介護  | 上山市牧野字妻神1615番 | 令和 3. 6. 1 |

## 山形県告示第719号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和3年9月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称   | 施設又は実施する事業の種類                                                                  | 指定介護機関の所在地    | 廃止年月日    |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------|---------------|----------|
| 医療法人金池クリニック | 訪問看護<br>訪問リハビリテーション<br>居宅療養管理指導<br>介護予防訪問看護<br>介護予防訪問リハビリテーション<br>介護予防居宅療養管理指導 | 米沢市金池三丁目2番31号 | 令和3.3.31 |
| 中條歯科医院      | 居宅療養管理指導<br>介護予防居宅療養管理指導                                                       | 米沢市中央五丁目2番43号 | 同        |

**山形県告示第720号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

令和3年9月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定施術機関の氏名 | 施 術 所 の 名 称                | 施 術 所 の 所 在 地 | 指定年月日    |
|-----------|----------------------------|---------------|----------|
| 吉 田 晃 子   | 訪問マッサージKE i<br>ROW天童ステーション | 天童市乱川二丁目2番22号 | 令和3.7.21 |

**山形県告示第721号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第3項の規定により、次のとおり保安林に係る指定施業要件が変更された旨の通知をすべきところ、所有者の所在が不明であるので、同法第189条の規定により、その通知の内容を鶴岡市役所の掲示場に掲示した。

令和3年9月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
鶴岡市湯温海字湯温海469-3
- (2) 森林所有者の氏名  
佐々木暢美
- (3) 通知の要旨  
令和3年8月3日付け県告示第642号により、上記の保安林の指定施業要件を変更した。
- 2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
鶴岡市湯温海字湯温海474-1
- (2) 森林所有者の氏名  
富樫昭三
- (3) 通知の要旨  
令和3年8月3日付け県告示第642号により、上記の保安林の指定施業要件を変更した。
- 3 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
鶴岡市湯温海字湯温海474-2
- (2) 森林所有者の氏名

神田典子

(3) 通知の要旨

令和3年8月3日付け県告示第642号により、上記の保安林の指定施業要件を変更した。

山形県告示第722号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき川西町から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和3年9月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更に係る都市計画の種類  
川西都市計画用途地域
- 2 縦覧の場所  
県土整備部都市計画課

教育委員会関係

告 示

山形県教育委員会告示第10号

山形県教育委員会9月定例会を次のとおり招集した。

令和3年9月7日

山形県教育委員会  
教育長 菅 間 裕 晃

- 1 招集の日時 令和3年9月9日（木）午後2時
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号  
山形県庁舎教育委員室
- 3 議 題
  - (1) 山形県立高等学校及び山形県立特別支援学校の高等部における令和4年度使用教科用図書の採択について
  - (2) 山形県体育館及び山形県武道館に係る指定管理者の募集について
  - (3) 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について
  - (4) 令和3年度山形県教育功労者表彰被表彰者の決定について
  - (5) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見について

公 告

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、令和3年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

令和3年9月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 試験の日時及び場所
  - (1) 日 時 令和3年11月12日（金）午前10時から正午まで
  - (2) 場 所 山形県工業技術センター 講堂 山形市松栄二丁目2番1号
- 2 受験手続  
受験願書を令和3年10月4日（月）から同月15日（金）までの間に山形市松波二丁目8番1号産業労働部商工業政策課に提出すること（郵送による提出の場合は、同月15日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。）。
- 3 その他  
詳細については、産業労働部商工業政策課鉱害防止計量担当（電話023(630)2361）に問い合わせること。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、令和3年7月に実施した監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和3年9月7日

|         |   |   |   |   |   |
|---------|---|---|---|---|---|
| 山形県監査委員 | 森 | 谷 | 仙 | 一 | 郎 |
| 山形県監査委員 | 星 | 川 | 純 | 一 |   |
| 山形県監査委員 | 松 | 田 | 義 | 彦 |   |
| 山形県監査委員 | 海 | 老 | 名 | 信 | 乃 |

第1 監査の概要

(1) 監査の基準

山形県監査委員監査基準（令和2年4月県監査委員訓令第1号）に準拠して実施

(2) 監査の種類

財務監査（定期監査）

(3) 監査の対象及び着眼点（評価項目）

財務等に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか。

(4) 監査の実施内容

関係書類を調査するとともに、監査対象機関の長等から説明を聴取するなどの方法により実施。

第2 監査実施状況

監査は、監査対象機関39箇所について、次のとおり実施した。

| 監 査 対 象 機 関   | 実 施 年 月 日 | 担 当 監 査 委 員 |       |
|---------------|-----------|-------------|-------|
| 最上総合支庁総務企画部   | 令和3年7月13日 | 星川委員        | 松田委員  |
| 最上総合支庁保健福祉環境部 | 令和3年7月13日 | 星川委員        | 松田委員  |
| 最上総合支庁産業経済部   | 令和3年7月13日 | 星川委員        | 松田委員  |
| 最上総合支庁建設部     | 令和3年7月13日 | 星川委員        | 松田委員  |
| 新 庄 病 院       | 令和3年7月13日 | 星川委員        | 松田委員  |
| 置賜総合支庁総務企画部   | 令和3年7月13日 | 森谷委員        | 海老名委員 |
| 置賜総合支庁保健福祉環境部 | 令和3年7月13日 | 森谷委員        | 海老名委員 |
| 置賜総合支庁産業経済部   | 令和3年7月13日 | 森谷委員        | 海老名委員 |
| 置賜総合支庁建設部     | 令和3年7月13日 | 森谷委員        | 海老名委員 |
| 置賜電気水道事務所     | 令和3年7月13日 | 森谷委員        | 海老名委員 |
| 庄内総合支庁総務企画部   | 令和3年7月14日 | 星川委員        | 松田委員  |
| 庄内総合支庁保健福祉環境部 | 令和3年7月14日 | 星川委員        | 松田委員  |
| 庄内総合支庁産業経済部   | 令和3年7月14日 | 星川委員        | 松田委員  |

|                     |           |      |       |
|---------------------|-----------|------|-------|
| 庄内総合支庁建設部           | 令和3年7月14日 | 星川委員 | 松田委員  |
| こころの医療センター          | 令和3年7月14日 | 星川委員 | 松田委員  |
| 村山総合支庁総務企画部         | 令和3年7月14日 | 森谷委員 | 海老名委員 |
| 村山総合支庁保健福祉環境部       | 令和3年7月14日 | 森谷委員 | 海老名委員 |
| 村山総合支庁産業経済部         | 令和3年7月14日 | 森谷委員 | 海老名委員 |
| 村山総合支庁建設部           | 令和3年7月14日 | 森谷委員 | 海老名委員 |
| 中央病院                | 令和3年7月14日 | 森谷委員 | 海老名委員 |
| 港湾事務所               | 令和3年7月21日 | 松田委員 | —     |
| 河北病院                | 令和3年7月21日 | 松田委員 | —     |
| 企業局                 | 令和3年7月26日 | 星川委員 | 松田委員  |
|                     |           | 森谷委員 | 海老名委員 |
| 病院事業局               | 令和3年7月26日 | 星川委員 | 松田委員  |
|                     |           | 森谷委員 | 海老名委員 |
| 市町村課                | 令和3年7月30日 | 星川委員 | 松田委員  |
| ふるさと山形移住・定住推進課      | 令和3年7月30日 | 星川委員 | 松田委員  |
| 国際人材活躍・コンベンション誘致推進課 | 令和3年7月30日 | 星川委員 | 松田委員  |
| 防災危機管理課             | 令和3年7月30日 | 星川委員 | 松田委員  |
| 消防救急課               | 令和3年7月30日 | 星川委員 | 松田委員  |
| 消費生活・地域安全課          | 令和3年7月30日 | 星川委員 | 松田委員  |
| 食品安全衛生課             | 令和3年7月30日 | 星川委員 | 松田委員  |
| 環境企画課               | 令和3年7月30日 | 森谷委員 | 海老名委員 |
| エネルギー政策推進課          | 令和3年7月30日 | 森谷委員 | 海老名委員 |
| 水大気環境課              | 令和3年7月30日 | 森谷委員 | 海老名委員 |
| 循環型社会推進課            | 令和3年7月30日 | 森谷委員 | 海老名委員 |

|            |           |      |       |
|------------|-----------|------|-------|
| み どり 自 然 課 | 令和3年7月30日 | 森谷委員 | 海老名委員 |
| しあわせ子育て政策課 | 令和3年7月30日 | 森谷委員 | 海老名委員 |
| 子ども保育支援課   | 令和3年7月30日 | 森谷委員 | 海老名委員 |
| 子ども家庭支援課   | 令和3年7月30日 | 森谷委員 | 海老名委員 |

第3 監査の結果

是正又は改善を要する事項は次のとおりであり、それらを除いては、上記により監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われている。

(1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

イ 最上総合支庁総務企画部

(イ) 執行管理体制が適切でないものがある。

(内容)

前年度会計の監査で指摘された事項について、同様の遅延が繰り返されるなど、内部けん制が的確に機能していないものがある。

支出事務が適切でないものがある。

請求書を受理しているにもかかわらず、支払期限内に支払を行っていないもの 2件 合計5,106円

主な事例は以下のとおり

養成講座用材料

請求書受理日 令和2年11月18日

支払期限 令和2年12月2日

支払日 令和2年12月3日

支出額 2,851円

ロ 最上総合支庁保健福祉環境部

(イ) 支出事務が適切でないものがある。

(内容)

a 特別障害者手当について、法令で定める支払期日から3箇月を超えて遅延しているもの 1件

支払期日 令和2年8月7日

支払日 令和2年12月15日

支出額 82,050円

b 特別障害者手当について、法令で定める支払期日に支払をしていないもの 1件

支払期日 令和2年11月6日

支払日 令和2年12月15日

支出額 82,050円

ハ 置賜総合支庁保健福祉環境部

(イ) 前年度会計の監査において指摘された事項について、改善を行っていないものがある。

(内容)

支出事務が適切でないものがある。

請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を履行の完了確認をした日から4箇月を超えてしていないもの 1件

生活保護受給者の救護施設一時入所に係る施設事務費

履行完了確認日 令和2年5月28日

請求書受理日 令和3年1月22日

支払日 令和3年2月17日

支出額 18,900円

ニ 庄内総合支庁総務企画部



(イ) 契約の締結又は履行が適切でないものがある。

(内容)

契約締結が必要な契約について契約書を作成していないもの 1件  
酒田第9号アパート冷凍冷蔵庫運搬及び処分委託  
支出額 45,100円

(ロ) 契約の締結又は履行が適切でないものがある。

(内容)

業務委託契約において、契約保証金を徴すべきところ、徴していないもの 1件  
自家用電気工作物保安業務(長期継続契約)  
契約金額 1,306,800円  
要契約保証金 130,680円

ホ 庄内総合支庁保健福祉環境部

(イ) 支出事務が適切でないものがある。

(内容)

支払期限から3箇月を超えて遅延しているもの 1件  
書籍の定期購読料  
検査日 令和2年3月17日  
支払期限 令和2年3月31日  
支払日 令和2年8月7日  
支出額 11,100円

ヘ 庄内総合支庁産業経済部

(イ) 補助金等の交付事務が適切でないものがある。

(内容)

額の確定日から支払までの期間が3箇月以上のもの 1件  
令和2年度山形県林道等小規模災害緊急復旧事業費補助金  
額の確定日 令和2年11月27日  
支払日 令和3年3月12日

ト 村山総合支庁建設部

(イ) 前年度会計の監査において注意された事項について、改善を行っていないものがある。

(内容)

契約の締結又は履行が適切でないものがある。

建設工事請負契約において、30パーセントを超える増額変更を行っているにもかかわらず、契約保証金額の変更手続が行われていないもの 2件

主な事例は以下のとおり

平成31年度街路整備事業(防災・安全交付金)3・2・5旅籠町八日町線道路改良工事(第3工区)  
当初契約金額 215,380,000円  
変更後契約金額 289,188,900円(34.3パーセント増額)  
当初保証金 21,538,000円  
要変更保証額 28,918,890円  
不足する保証金 7,380,890円

(ロ) 入札事務が適切でないものがある。

(内容)

落札決定後に予定価格算定の誤りが判明し、落札決定の取消及び再入札を行ったもの 1件  
令和2年度河川整備単独事業(河川自然災害)大門川用地調査等事務委託

(ハ) 入札事務が適切でないものがある。

(内容)

落札決定後に予定価格算定の誤りが判明し、落札決定の取消及び再入札を行ったもの 1件  
令和2年度河川整備単独事業(河川自然災害・補正)大旦川堤防点検外強化対策検討業務委託

チ 消費生活・地域安全課

(イ) 入札事務が適切でないものがある。

（内容）

落札決定後に落札価格が予定価格を上回っていたことが判明し、落札決定の取消及び再入札を行ったものの 1 件

消費生活に係る県民意識調査業務

(2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

イ 収 入

(イ) 納入の通知が納入の通知をすべき日から1箇月を超えて遅延したものがある。(港湾事務所)

(ロ) 自動車税証紙の過誤納に係る還付金について、支払先を誤ったものがある。(庄内総合支庁総務企画部)

ロ 支 出

(イ) 請求書を受領しているにもかかわらず、支払期限内に支払をしていないものがある。(子ども家庭支援課、最上総合支庁産業経済部、庄内総合支庁産業経済部、庄内総合支庁建設部)

(ロ) 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を検査を完了した日から2箇月を超えてしていないものがある。(防災危機管理課)

(ハ) 建設工事請負契約の変更に伴う前払金の返還手続が遅延したものがある。(置賜総合支庁建設部)

(ニ) 児童扶養手当について、法令で定める支払期日に支払をしていないものがある。(村山総合支庁保健福祉環境部)

ハ 契 約

(イ) 一般競争入札の実施に係る事務又は事業実施伺の決裁を受けていないものがある。(中央病院)

(ロ) 建設工事請負契約において、30パーセントを超える増額変更を行っているにもかかわらず、契約保証金額の変更手続が行われていないものがある。(港湾事務所)

(ハ) 業務委託契約において、増額変更を行っているにもかかわらず、契約保証金額の変更手続が行われていないものがある。(村山総合支庁建設部)

ニ 補 助 金

(イ) 交付申請日から交付決定日まで及び額の確定日から支払までの期間が2箇月以上のものがある。(子ども家庭支援課)

ホ その他

(イ) 前年度会計の監査において指導された事項について、措置又は改善を行っていないものがある。(最上総合支庁産業経済部、置賜総合支庁総務企画部、庄内総合支庁保健福祉環境部)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、山形県教育委員会教育長から、令和3年5月7日に公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

令和3年9月7日

山形県監査委員 森 谷 仙 一 郎  
 山形県監査委員 星 川 純 一  
 山形県監査委員 松 田 義 彦  
 山形県監査委員 海 老 名 信 乃

| 監 査 対 象 機 関 | 指 摘 事 項                                 | 措 置 の 内 容                                                                                                       |
|-------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 山形中央高等学校    | 前年度会計の監査において注意された事項について、改善を行っていないものがある。 | 事務処理の漏れや遅延を防止するため、校長のマネジメントの下、納入対象者リストを作成し、収納状況を事務部職員全員が点検・確認することとした。<br>また、原則対象者には納入書を発行し、直接金融機関に納入してもらうこととした。 |

|                     |                                                                                                                                             |
|---------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 収入事務が適切でないものがある。    | 入学料の免除申請書の免除権者への進達については、事務処理の漏れや遅延を防止するため、校長のマネジメントの下、入試担当教諭と事務担当者で情報を共有するとともに、進達事務のスケジュールを作成し、申請書受理から進達、免除決定までの進捗状況を事務部職員全員で管理することとした。     |
| 支出事務が適切でないものがある。    | 物品購入の支出事務については、納品検査日から請求書の受理が遅延しないよう、物品発注管理簿を作成し、発注から支出までの進捗状況を事務部職員全員で確認するとともに、校長が定期的に点検することとした。<br>また、最低週2日を支払事務処理日とし、定期的に事務処理を実施することとした。 |
| 支出事務が適切でないものがある。    | 奨学のための給付金の支出事務については、支出の目安としている時期に支出できるよう、校長のマネジメントの下、給付金事務のスケジュールを作成し、申請書受理から支出までの進捗状況を事務部職員全員で管理することとした。                                   |
| 随意契約の要件に該当しないものがある。 | 契約事務の執行にあたっては、校長及び事務部職員全員が関係法令等を再確認するとともに、事務事業実施伺いを事務部職員全員で確認するなど、審査体制を強化した。                                                                |

令和3年9月7日印刷 発行所 山形県庁  
令和3年9月7日発行 発行人 山形県